

進化計算学会定款

2010年4月1日	制定
2012年9月4日	改訂
2017年12月10日	改訂
2019年12月15日	改訂
2021年8月2日	改訂

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本学会は、進化計算学会と称する。

(事務所)

第2条 本学会は、事務所を下記の住所に置く。

〒820-0067 福岡県飯塚市川津 680-41
一般財団法人ファジィシステム研究所内
進化計算学会事務局
0948-24-2771

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本学会は、進化計算に関する研究の推進および知識の普及を図り、学術の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本学会は、前述の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 進化計算学会論文誌の発行
- (2) 進化計算シンポジウムの開催
- (3) 研究の奨励および研究業績の表彰
- (4) 関連学術団体との連携協力
- (5) その他、目的を達成するために必要と認められる事業

第3章 会 員

(会 員)

第 5 条 本学会の会員は、次のとおりとする。

(1) 一般会員：社会人であって、本学会の目的および事業に賛同して入会した個人

(2) 学生会員：学生であって、本学会の目的および事業に賛同して入会した個人

(入 会)

第 6 条 入会を希望する者は、別途定める入会手続きにしたがって入会を申し出て、理事会の承認を得るものとする。

(入会金および会費)

第 7 条 本学会は、入会金および会費は徴収しない。

(退 会)

第 8 条 退会を希望する者は、別途定める退会手続きにしたがって退会を申し出て、理事会の承認を得るものとする。

(除 名)

第 9 条 会員は次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決を経て、除名することができる。

(1) 本学会の目的に違反する行為があったとき

(2) 本学会の信用を傷つける行為があったとき

(3) その他、本学会の会員として不適切な行為があったとき

(4) 電磁的方法による連絡先が不達になったとき

第 4 章 役員および評議員

(役 員)

第 10 条 本学会には、次の役員を置く。

(1) 会長 1 名

(2) 副会長 1 名

(3) 理事 10 名以内（会長および副会長は内数とする）

(4) 監事 2 名以内

(役員を選任)

第 11 条 会長、副会長、理事および監事は、総会において一般会員の中から選任する。

2 理事と監事は、兼ねることができない。

(会長の職務)

第 12 条 会長は、本学会の事業および業務を総括し、学会を代表する。

2 会長が職務を遂行できない状況が続くとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により理事が職務を代行する。

(理事の職務)

第 13 条 理事は、本学会の事業および業務を執行する。

(監事の職務)

第 14 条 監事は、学会の財産および業務執行の状況を監査し、これを理事会および総会に報告する。

(役員任期)

第 15 条 会長、副会長、理事、監事の任期は、2 年とする。

2 会長および副会長は、再任を認めない。

3 会長および副会長を除く役員は、連続 2 期を超えない範囲での再任を妨げない。

4 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第 16 条 役員が、次の各号の一つに該当するときは、総会の 3 分の 2 の議決により、解任することができる。

(1) 心身等の事情のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき

(2) 職務において重大な過失または本学会の役員として不適切な行為があったとき

(評議員)

第 17 条 本学会には、評議員を置くことができる。

(評議員の選任)

第 18 条 評議員は、理事会において一般会員の中から選任する。

2 評議員と役員は、兼ねることができない。

(評議員の任期)

第 19 条 評議員の任期は、1 年とする。

2 連続 2 期以上の再任を妨げない。

(評議員の解任)

第 20 条 評議員が、次の各号の一つに該当するときは、理事会の 3 分の 2 の議決により、解任することができる。

(1) 心身等の事情のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき

(2) 本学会の評議員として不適切な行為があったとき

第 5 章 会 議

(理事会)

第 21 条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会の議長は、会長とする。

3 理事会は、定期的に、会長が召集する。ただし、会長が必要と認めたとき、または 3 分の 1 以上の理事から事業および業務の執行に関する重要事項について理事会の招集を要請されたときは、会長は臨時理事会を召集しなければならない。

4 理事会は、理事現在員の 3 分の 2 を定足数として、定足数以上が出席しなければ、議決することができない。ただし、理事会に先立ち、委任状を提出した者は出席者とみなす。

5 理事会の審議事項は、出席理事の過半数をもって議決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第 22 条 評議員会は、評議員をもって組織する。

2 評議員会は、会長が必要と認めたとき、会長が召集する。ただし、3 分の 1 以上の評議員から事業および業務の在り方に関する重要事項について評議員会の招集を要請されたときは、会長は評議員会を召集しなければならない。

3 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の互選で定める。

4 評議員会の審議事項は、出席評議員の過半数をもって議決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総 会)

第 23 条 総会は、会員をもって組織する。

2 総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とする。

3 総会は、理事会の議決を経て、会長が召集する。

4 総会を開催するときは、事前に、開催日時、場所及び議題など記載した電磁的方法をもって、各会員に対して通知を発しなければならない。

5 通常総会は、毎年 1 回、会長が召集する。

6 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、会長が召集する。

7 総会の議長は、会議のつど、出席者の互選で定める。

8 総会の審議事項は、出席者の過半数をもって議決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 総会に先立ち、委任状を提出した者は出席者とみなす。

(議事録)

第 24 条 すべての会議には、議事録を作成し、これを保存する。

第 6 章 研究分科会

(研究分科会)

第 25 条 学会に、研究分科会を置く。

第 7 章 資産および会計

(資産)

第 26 条 本学会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第 27 条 学会の資産は、会長が管理し、預金等の確実な方法により、会長が保管する。

(経費の支弁)

第 28 条 学会の事業遂行に要する経費は、資産をもって支弁する。

(収支予算)

第 29 条 学会の事業の計画および遂行に伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経て定める。

(収支決算)

第 30 条 学会の収支決算および実施した事業は、会長が作成し、監事の意見を付け、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 31 条 学会の会計年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

第 8 章 定款の変更

(定款の変更)

第 32 条 この定款は、理事会における理事現在数の 3 分の 2 以上の議決および総会における出席者数の 3 分の 2 以上の議決がなければ変更することはできない。

第 9 章 補 足

(書類および帳簿の備付など)

第 33 条 本学会の事務所等に、次の書類および帳簿を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員および評議員の名簿および履歴書
- (4) 資産台帳および負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- (6) 理事会、評議員会および総会の議事に関する書類
- (7) その他必要な書類および帳簿

付 則

- 1 この定款は、学会設立日から施行する。
- 2 本学会の設立当初の理事および監事は、第 11 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。本学会の設立当初の理事および監事の任期は、第 15 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理 事	(会長)	小林重信 (任期 1 年)
理 事		石渕久生 (任期 1 年)
理 事		伊庭斉志 (任期 1 年)
理 事		小野 功 (任期 2 年)
理 事		大林 茂 (任期 2 年)
理 事		高木英行 (任期 1 年)

理	事	廣安知之（任期 2 年）
理	事	村田忠彦（任期 2 年）
理	事	吉川大弘（任期 1 年）
理	事	渡邊真也（任期 2 年）
監	事	佐藤 浩（任期 1 年）
監	事	棟朝雅晴（任期 2 年）

3 従来、進化計算研究会に属した権利義務の一切は、本学会が継承する。